

発行年月: 令和2年9月 無断転載禁止
ISSN 2186-1625

植物防疫所 植物防疫情報 No.38

公式キャラクター
"びーきゅん"

植物防疫所HP
QRコード

発行所 農林水産省 那覇植物防疫事務所
〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内 TEL 098-868-0715

<http://www.maff.go.jp/pps/>
植物防疫所 検索



検査証明書の添付が免除される植物の見直しについて

植物を海外から日本へ持ち込む場合、病害虫が植物に付着して日本に侵入することを防ぐために、植物防疫法により、量や用途を問わず全ての植物について、輸出国政府機関が発行する検査証明書(Phytosanitary Certificate)を添付して、輸入検査を受ける必要があります。ただし、栽培の用に供しない乾燥したうこんなどの9品目については、病気や害虫が付着するおそれが少ないものとして、検査証明書の添付が免除されていました(植物防疫法施行規則第5条の3)。

このたびこの規定について、最新の状況を踏まえ、改めて科学的な根拠に基づくリスク評価を行った結果、栽培の用に供しない植物であって、以下の全ての基準を満たした植物については検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものと判断され、令和2年8月5日、植物防疫法施行規則の一部改正(当該植物を第5条の3に追加)が行われ、検査証明書の添付が免除される植物が追加されました(輸入検査は必要です)のでご注意ください。

(検疫有害動植物が付着するおそれが少ないとする基準)

- ①一定の加工処理を経ていること
- ②ほ場又はほ場と近接する場所での使用が想定されないもの
- ③過去5年間の輸入検査において、不合格率が1.0%以下のもの
- ④土壌や輸入禁止植物が混入するおそれが少ないもの
- ⑤植物防疫法施行規則別表1の2、別表2及び別表2の2に規定する重要病害虫の寄主植物でないもの

1. 検査証明書の添付が免除される植物

「乾燥されたもの」、「乾燥され、かつ、圧縮、細断、破碎又は粉碎されたもの」又は「凍結されたもの※」

であって、栽培用や肥料、飼料その他農林業用生産資材に利用されない次のような植物が該当します。ただし、植物防疫法で定める輸入禁止品は、輸入できませんのでご注意ください。

※「凍結されたもの」とは、凍結処理により完全に固まっている状態又は-17.8℃(0°F)以下の状態にある植物をいいます(以下同じ)。

(植物の例示)

麦芽(モルト)、押し麦、挽き割り豆などの穀類や豆類を加工したもの(肥飼料用途のものを除く。)、コーヒー生豆、タバコの葉などの嗜好品、粉トウガラシ、サンショウなどの香辛料、切り干し大根、ゼンマイなどの乾燥野菜、薬用ニンジン、ハスの実、ダイウイキョウ(八角)などの薬用植物、ヒマワリ、カボチャなどの食用種子、ピスタチオなどのナッツ類、さく葉標本、アマ、綿実などの油料原料、PKS(Palm Kernel Shell(パームヤシ殻))、木質ペレットなどのバイオマス燃料、少量の牧草や飼料植物などの商品サンプル・分析用サンプル、凍結された植物(クルミ核子(殻付きクルミ)を除く。)など

このように検査証明書の添付が免除される植物には、嗜好品、香辛料、漢方薬、乾燥野菜、ドライフラワー、バイオマス燃料、油料原料などの多くの植物が該当しますが、次の「検査証明書の添付が必要な植物」に含まれる植物は検査証明書の添付が必要ですので、ご注意ください。

2. 検査証明書の添付が必要な植物

以下の植物を輸入する場合は、輸出国政府機関が発行する検査証明書を添付して、輸入検査を受ける必要があります。ただし、植物防疫法で定める輸入禁止品は、検査証明書を添付しても輸入できないのでご注意ください。

- 栽培用の植物（苗、穂木、切穂、球根などの地下部、種子、バイテク苗など）
- 消費用の生鮮植物（切花・切葉、生果実、野菜など。ただし、凍結されたものは不要）
- 木材（木材こん包材を除き、圧縮、細断、破碎及び粉碎されていないもの）
- 肥料、飼料として使用されるもの（粕、ペレット、キューブなどの加工品を含む。）
- 植物防疫法施行規則別表2の14及び15の項に規定する重要病害虫の寄主植物で禁止対象地域以外で生産されたもの（イネワラ、モミガラ、ムギワラなど）
- 農林業用生産資材（ピートモス、ミズゴケ、ヘゴ、ココピート、ほだ木、樹皮、竹材、その他培養資材、土壌被覆資材）
- その他（食用、加工原料、嗜好香辛料・葉染料、油料、ドライフラワーなどに利用される以下の状態の植物）

【乾燥され、かつ細断されたもの】

センナの茎、オレンジの果実又は果皮、キャッサバの根

【乾燥され、かつ破碎・粉碎されたもの】

オレンジの果実、タマリンドの果実、キャッサバの根

【乾燥されたもの（圧縮、細断、破碎又は粉碎されていないもの）】

- イタリアカサマツの葉、枝及び樹皮
- エウカリプтус・スツアルチアーナの葉、枝、花及び果実
- エウカリプтус・ビミナリスの葉、枝、花及び果実
- エゴマの種子
- カカオノキ（カカオ）の種子
- カスタネア・クレナタ（クリ）の殻付き種子
- ガイボウルチア・ペレグリニアーナ（ブビンガ）の樹皮
- クルミ核子（殻付きクルミ）
- コエンドロ（コリアンダー）の葉及び種子
- コショウボク（ペルビアンペッパー）の葉、枝、花及び果実
- ゴマの種子
- ザクロの果実
- サトウマツの葉、枝及び樹皮
- スギの果実
- セイヨウアブラナ（ナタネ）の種子
- センナの葉
- タマリンドの果実
- チュウゴクグリの殻付き種子
- ナンヨウアブラギリの種子
- ニオイクロタネソウ（ニゲラ）の種子
- ハマスゲ（コウブシ（香附子））の葉及び茎
- ピヌス・マリチマの葉、枝及び樹皮
- ヒメウイキョウ（キャラウェイ）の種子
- ブラジルナットノキ（ブラジルナッツ）の殻付き種子
- ベニバナの花及び種子
- メボウキ（バジル）の葉及び種子
- モモタマナの葉、枝及び花

- ヨウシュネズ（ジュニパーベリー）の果実
- ヨーロッパブナの葉、枝及び花
- ワサビノキ（モリンガ）の葉及び果実
- アカザ科の種子（キノアなど）
- イネ科の種子（コメ（精米、玄米）、ムギ類（コムギ、オオムギなど）、トウモロコシ、アワ、キビ、ヒエ、カナリーシード、ジャイアントコーン、ポップコーン、ハトムギなど）
- タデ科の種子（ソバなど）
- ヒユ科の種子（アマランサスなど）
- マメ科の種子（ダイズ、アズキ、ヤエナリ、インゲンマメ、ラッカセイ、レンズマメ、ヒヨコマメ、ケツメイシ、フェヌグリーク（コロハ（胡蘆巴））など）

【凍結されたもの】

クルミ核子（殻付きクルミ）

ここで示した植物は代表的なものです。

ご不明な点などありましたら、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

植物防疫所ホームページ

<http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/ipcfuyou/index.html>

<事業者の皆様へ>

栽培の用に供しない植物や消費用生鮮植物（切花、生果実、野菜）ではない一部の植物については、商品として一定の品質管理が行われていることなどにより、病害虫が付着するおそれが低減されているものと考えてきましたが、今回のリスク評価により、検査証明書の添付が免除される植物以外の植物は、輸出国政府による適切な検査が行われたことを示す検査証明書の添付を厳格に求めることが適当であるとの判断にいたりました。これらの植物は、今後、輸入する際に検査証明書を必ず添付する必要がありますのでご注意ください。

なお、「貨物」での輸入においては、輸出国政府機関において検査証明書を発給する体制を整備するための準備期間（3年間）が設けられていますので、準備が整い次第、順次検査証明書を添付していただきますようお願いいたします。

動物検疫所との合同広報

全国の植物防疫所では動物検疫所と協力して、訪日外国人や日本人旅行者、外国人技能実習生や学生の皆様に制度周知活動を行っています。

国際空港での手荷物検査や国際郵便の検査では、ひとつの荷物から肉類と植物類の両方が発見される場合もあり、動物検疫制度と植物検疫制度を併せて知っていただくことが重要な課題となっています。また、一般の消費者や生産者の方々へ業務の紹介を行うことで動植物検疫の重要性を伝える活動も行っています。今回は全国の動物検疫所、植物防疫所合同で行っている広報活動をご紹介します。



「ふるい」による模擬検査体験

【横浜植物防疫所成田支所・小学生向け「動植物検疫紹介教室」】

成田支所では、平成25年から毎年成田市内の小学校に出向き、動物検疫所と合同で「動植物検疫紹介教室」を開催しています。紹介教室は、検疫関連のクイズや顕微鏡による病害虫の観察など、体験型のイベントを中心とした、楽しみながら動植物検疫を理解してもらえる内容になっており、中でも実際の検査で使用している「ふるい」を使って穀類に混入した害虫を見つけ出す模擬検査体験は人気が高く、夢中になって何度も「ふるい」をふるう姿が見受けられます。また、動物検疫所が実施する動植物検疫探知犬のデモンストレーションも非常に人気があり、かわいいビーグル犬が荷物の中に隠された肉製品や果物を発見すると、児童から大きな歓声が上がります。紹介教室開催後に実施したアンケートには、「楽しみながら勉強できた」、「動植物検疫のことがよく分かった」などの児童の声を聞くこともでき、楽しんで検疫制度を学んでいる様子がうかがえます。成田支所では、動物検疫所とともに、紹介教室をはじめとした様々なイベントを通して検疫制度の周知活動を行っています。



探知犬デモンストレーション



動物検疫所と共同でのパネル展示

【名古屋植物防疫所伏木富山支所・一般消費者向け「農畜産業」を守る動植物検疫の紹介】

北陸農政局の消費者の部屋(金沢広坂合同庁舎1階)では、「食や農」に関する普及・啓発のための情報発信の場として、パネル展示などを行っています。

植物検疫に関しては、平成24年度から植物防疫所と北陸農政局消費・安全部安全管理課が合同で展示を始め、その後、平成30年度からは動物検疫所も参加しています。昨年度は令和2年3月2日(月)から3月13日(金)までの10日間、「日本の農畜産業を守る～植物防疫・動物検疫の仕事～」をテーマとしたパネル展示を行い、期間中に644名の来場がありました。

植物防疫所は、輸入検査や輸出検査などに関するパネルや国内で移動が規制されている害虫、海外からの侵入を警戒している重要病害虫であるミバエ類などの標本を展示しました。

また、動物検疫所は、輸入禁止品の模型、ペットと一緒に海外旅行する際の注意点や海外で発生しているASF(アフリカ豚熱)などの家畜伝染病の分布図などの展示を行いました。一般の消費者や生産者の方々に普段目にする事のない海空港での検査業務を紹介することで、「食」と「農畜産業」を守る動植物検疫の重要性をPRしました。



動物検疫所と共同の出展ブース

【神戸植物防疫所関西空港支所・関西国際空港・「関空旅博 2019」での植物検疫広報活動】

令和元年5月18日、19日の両日、関西国際空港イベント広場で開催された「関空旅博 2019」には、航空会社、旅行会社、官公庁、国内外の政府観光局など150を超える団体が出展し、旅行業界関係者、関西地域の一般の方など4万人以上の来場者がありました。神戸植物防疫所関西空港支所では植物検疫の制度周知の絶好の機会と捉えて、毎年イベントに出展しています。

令和元年は動物検疫所と共同の出展ブースで、植物防疫所は広報用パネル、熱帯果実レプリカ、大型害虫模型、害虫標本を展示し、これらを指し示しながら、来場者の皆様へ輸入禁止品や植物検疫制度について説明を行いました。動物検疫所も動物検疫に関する広報を行い、二日間、動物検疫、植物検疫が一体となって広報を行いました。また、1日目のメインステージでは、動物検疫所と植物防疫所の職員が来場者の皆様に前に、パネルを用いて海外からの持ち込みが禁止されている果物・野菜、肉類・肉製品を紹介した後、動植物検疫探知犬が果物や肉製品を探知するデモンストラーションを行いました。検疫探知犬が荷物の中に隠されたバナナやチャーシューを見つけた際には、来場者の皆様から拍手が起こり、大好評でした。今後もこのような機会には、動物検疫所と共同して旅行客の皆様にとってトラブルのない楽しい海外旅行となるよう広報に取り組んでまいります。

【門司植物防疫所・北九州空港・新規就航した中国便に対する合同広報キャンペーン】

北九州空港に令和元年8月17日から新規就航した中国東方航空の乗客（大連便利用者）に対して、動物検疫所門司支所と合同で広報キャンペーンを行いました。

8月19日に北九州市と空港ビルの協力のもと行ったこのキャンペーンでは検疫探知犬イメージキャラクター「クンくん」の着ぐるみが登場し、植物防疫所、動物検疫所、北九州市、空港ビルの職員総勢10名で広報用のポケットティッシュを配布しました。

門司植物防疫所では今後も動物検疫所や関係機関と協力し、検疫制度の広報活動を行ってまいります。

【那覇植物防疫事務所・農業支援外国人労働者に対する輸入検疫広報の実施について】

近年、日本では、農畜産業の労働力不足を補うため、東南アジアからの農業支援外国人の受入れを積極的に行っています。外国人労働者は、入国後すぐに各種講習を受け、日本での生活に必要な情報を学んだ後、JAや派遣会社などを通して各農家へと派遣されます。



農業支援外国人労働者への広報

植物防疫所は、動物検疫所と連携して、この講習会へ講師として積極的に参加しています。講習会では、外国人労働者の皆様の理解を促すため、説明スライドに母国語を活用し、写真を多用するなどの工夫を凝らしながら植物検疫制度に関する説明を行っています。受講した外国人労働者の皆様からは、「分かりやすかった」

、「日本に仕送りできない植物類や肉製品について自国の家族や知人へ知らせたい」などの声が寄せられており、一定の効果が上げられていると評価しています。

私たちは日本の農業を守るため、今後ともさまざまな機会を通じて広報活動に取り組んでまいります。

【終わりに】

現在、新型コロナウイルスの影響で訪日外国人や海外旅行客は減少していますが、貨物で輸入される動植物の検査業務は通常通り行われています。

旅行客の手荷物以外に国際郵便物で肉類や植物類が日本国内に持ち込まれる場合も増えており、動植物検疫を広く知っていただくことの重要性は増えています。今後も動物検疫所と協力して、広報活動を行ってまいります。

静岡県藤枝市のウンシュウミカン輸出について

静岡県藤枝市のウンシュウミカン、地元関係者の皆様の絶え間ない努力と熱意により、植物検疫の条件が厳しい国へも輸出しています。ここでは、藤枝市からそれらの国へウンシュウミカンを輸出するための生産地の取組を紹介します。

1. ウンシュウミカン輸出の始まり

日本産カンキツの輸出は明治18(1885)年に始まり、百年以上の歴史があります。

しかし、昭和22(1947)年、日本のウンシュウミカンにカンキツかいよう病が発見されたため、アメリカ合衆国は日本産ウンシュウミカンの輸入を禁止しました。その後、アメリカ合衆国農務省と日本政府との検疫協議により、昭和42(1967)年にカンキツかいよう病に対する検疫条件を課したうえでアメリカ合衆国は輸入を解禁しました。当時のアメリカ合衆国向け輸出の主な条件は、①カンキツかいよう病無病地区の指定、②無病地区の周辺400mにウンシュウミカン以外のカンキツ類がない緩衝地帯の指定、③選果場での次亜塩素酸ナトリウム液による果実消毒の実施、④輸出先をワシントン州、モンタナ州、アイダホ州、オレゴン州、アラスカ州に限定などの厳しいものでしたが、藤枝市のウンシュウミカン生産地は、これらの条件を乗り越え、昭和43(1968)年、輸出を再開し、8.2tを清水港から出荷しました。

2. 輸出拡大への取組

藤枝市のウンシュウミカンのアメリカ合衆国向け輸出は、仕向州の追加もあり対象となる園地整備が進められる一方、昭和60(1985)年頃に生じたコナカイガラムシの発生による不合格問題も、生産地での薬剤防除などにより解決し、昭和62(1987)年には過去最高の362tが輸出されました。

3. ニュージーランド及びタイのウンシュウミカンの解禁

ニュージーランドとタイも、病害虫の侵入を防止するために、日本産カンキツ属生果実の輸入を禁止していました。



栽培地検査状況

しかし、ニュージーランドは、両国の植物検疫当局の協議で、ニュージーランドが侵入を警戒するカンキツかいよう病、カンザワハダニ、ミカンバエの発生が認められない地域を認可し、その中で生産された生果実であることなどを条件に、平成11年に、ウンシュウミカンの輸入が解禁されました。なお、現在ニュージーランド向けにウンシュウミカンを輸出しているのは、全国でも藤枝市のみです。

また、タイは、両国の植物検疫当局の協議で、タイが侵入を警戒するミカンバエの発生が認められない地域を認可し、その中で生産された生果実であることなどを条件に平成19年にウンシュウミカンの輸入が解禁されました。現在は、ナツミカンなど他のカンキツ類が解禁される一方で、そうか病の一種である Sweet Orange Scab に対する消毒も条件に追加されています。

4. 現状と今後への問題点

アメリカ合衆国とタイ向けの輸出については、植物検疫上の条件として果実の表面殺菌などの薬剤処理が課せられる一方で、輸入時の残留農薬の規制が厳しくなったため、アメリカ合衆国については平成23年、タイについては平成29年から輸出が実現していません。

現在藤枝市のウンシュウミカンが輸出されているのは、ニュージーランド向けのみで、生産地域では、適切な園地管理及び防除により、病害虫などがウンシュウミカン生果実に付着して輸出されないよう、細心の注意を払い、毎年ニュージーランドへ輸出できる体制を維持しています。令和元年は22.3tが輸出され、ニュージーランドの店頭で販売されました。

生産地域においては生産者の方々の高齢化が進み、生産園地が減少傾向にある中で、今後も、ニュージーランドが求める検疫条件を的確にクリアする管理を行い、ニュージーランド向けの輸出を継続していくことが課題となっています。



輸出検査状況

インターネットで植物を買うときは注意!

皆さん、ネットショップって便利ですよね。パソコンやスマートフォンで注文すれば手軽に品物が届きます。

でも、そんなネットショップで植物の苗や種子を購入した時のトラブルが最近増えています。トラブルの原因のひとつに、海外から発送される植物の苗や種子が植物検疫のルールを守っていないことがあります。

購入する植物が海外から発送される場合には、発送する国(輸出国)の政府機関が発行する検査証明書(Phytosanitary Certificate)が必要ですが、添付されていない場合日本での輸入検査で不合格となり廃棄又は返送となってしまいます。また、日本への輸入が禁止されている植物が入っている場合もあります。

国際郵便物で植物類(野菜、果物、こく類、苗、種子、漢方薬など)を日本に輸入する場合には、商業用、研究用、個人消費用などの目的や数量にかかわらず輸入検査を受けることが植物防疫法で定められています。

植物防疫所では、確実に輸入検査を受けていただくために植物類を日本に送る場合、郵便物の外装に「植

物在中」「植物検疫対象」などの記載をお願いしています。

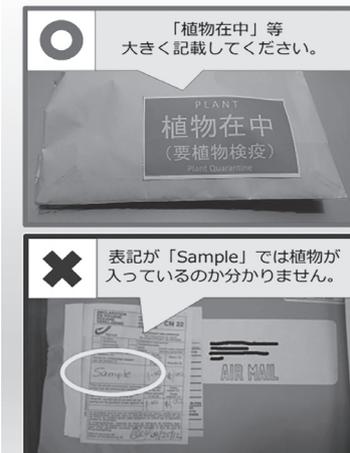
また、お手元に植物類を含む郵便物が届いた際、外装に検査が終わっていること目印である「植物検査合格証印」がなかった場合は、最寄りの植物防疫所に届け出をしてください。

この届け出を行わなかった場合、罰則として「1

年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せられることがありますので、ご注意ください。

詳しくは植物防疫所のホームページを確認してください。

国際郵便物で植物を輸入するときの注意



長野県産リンゴのベトナムへの輸出に向けて



りんごの花を検査する植物防疫官(長野県須坂市)

今年も5月上旬に長野県須坂市においてベトナムに輸出するリンゴ生果実の栽培地検査を行いました。リンゴの開花期に果樹園で日本の植物防疫官が検査を行うことなどがベトナムへの輸出条件であるため、植物防疫官が長野県病害虫防除所の協力を得て、ベトナムが輸入規制の対象としている病害

虫が付着していないか検査を行いました。また、選果場などの施設が輸出要件に合致するか確認を行うとともに、病害虫や雑草の防除などの栽培管理の記録方法も確認しました。さらに中生種は収穫期前の栽培地検査を9月上旬に行いました。晩生種は10月中旬に行う予定です。

令和元年12月からベトナムの輸入規制の緩和により、栽培中の袋かけの代わりに収穫した果実の低温処理による輸出が可能になったため、より輸出に取り組みやすい条件となりました。

日本産のリンゴはベトナムにおいて需要が高まっており、収穫後、貯蔵せずに出荷することが主流の長野県においても輸出に意欲のある生産者の皆様の関心も高く、継続的な輸出が期待されています。

玉島ハーバーアイランド穀物用ふ頭が供用開始(岡山県水島港)

水島港は、植物防疫法施行規則で昭和32(1957)年に外国から大豆が輸入できる港(特定港)となり、昭和39(1964)年には全ての植物が輸入できる港(指定港)として指定されました。その後、トウモロコシや大麦などが穀物専用ばら積み貨物船(バルク船)で大量に輸入されるようになり、穀物輸入港として発展してきました。

バルク船で運ばれた穀物は、接岸したふ頭で植物検疫を受けた後、吸引式の荷役機器で船倉から吸い上げられ、ベルトコンベアにより貯蔵施設(サイロ)へ搬入されます。その後、隣接する食料関連会社(製油工場や飼料工場など)や中国・四国地方の飼料工場へ原料として供給されています。

水島港水島地区にはこのような穀物用ふ頭が2か所あり、平成28年には170万トンの穀物が輸入されました。平成29年に玉島ハーバーアイランド(水島港玉島地区)に岡山県が誘致した新たな穀物関連施設により、食料コンビナートが形成され、平成30年には穀物の輸入量が250万トンに増加しました。

また、このふ頭には11万トン収容可能な穀物サイロが新設され、植物防疫所の審査で特A級のくん蒸施設

に指定されています。

令和2年6月、この食料コンビナートにパナマックス船(積載穀物約6万トンのバルク船)が接岸できる穀物用ふ頭が完成し、1日に輸入(荷役)できる穀物の量が1.6倍(8千トン)となりました。

水島港は、国土交通大臣から平成23年に穀物の国際バルク戦略港湾に指定され、パナマックス船の2倍の穀物を輸送できるポストパナマックス船が入港可能な港として整備が進められ、中国・四国地方や近畿地方西部への穀物の輸入拠点として更なる発展が期待されており、植物防疫所は円滑で的確な検疫を行うこととしています。



玉島ハーバーアイランドに新設されたふ頭

福岡空港の新型コロナウイルスの感染防止対策について



フェイスシールド

新型コロナウイルス感染防止のため入国制限措置が継続している中、福岡空港では7月、週2便程度乗客を乗せた台湾便とフィリピン便が運航しています。福岡空港の入居官庁及び航空各社は、感染防止対策のための会議を開いており、検疫所のPCR検査で感染者が確認された際の手荷物検査や罹患者の搬出経路などについて情報を共有しています。乗客は入国時にPCR検査を必要としますが、PCR検査の結果を待たずに輸入検査対応を行う場合もあるため、福岡空港の植物防疫所では旅客と接触する職員

はフェイスシールド・マスク・手袋を着用するとともに植物を検査した場合は石鹸で手を洗い、使用したマスク・手袋についてはビニール袋に密閉のうえ適切に廃棄し、事務所入室の際はアルコールで手を消毒することとしています。また、動物検疫所と連携し、検査カウンターにビニールカーテンを設置し、飛沫感染防止措置を講じています。

検査カウンターにビニールカーテン



検査カウンターのビニールカーテン

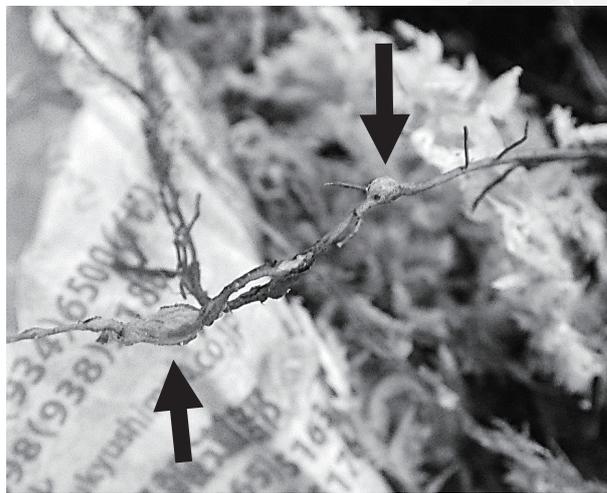
台湾産パラミツ苗から *Meloidogyne enterolobii* が発見された事例について

令和元年11月、那覇空港に携帯品で輸入された台湾産クワ科パラミツ苗木4本の検査を行い、その内の1本の根に多数のこぶ症状を確認しました。このこぶを割ったところ、ネコブセンチュウの雌成虫が発見されたため、同定をした結果、*Meloidogyne enterolobii* であることが判明しました。

台湾から輸入された苗類で、このセンチュウが発見された事例は今回が初めてです。

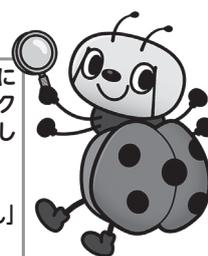
Meloidogyne enterolobii はネコブセンチュウの一種で、中国、台湾、南アフリカ、アメリカ合衆国及び中南米などに分布し、トマト、スイカ、キュウリ、ニンジンなどさまざまな種類の植物の根にこぶを形成して、植物の成長阻害や葉の黄化、ひどい場合は壊死を引き起こすことから、日本への侵入を警戒しています。このためこのセンチュウの寄主となる生植物の地下部の輸入は、法律により厳しく制限されており、対象となる生植物を輸入するには、輸出国で栽培地検査を行い、このセンチュウの発見がなかったことを記載した輸出国政府機関の発行する検査証明書 (Phytosanitary certificate) を添付する必要があります。

たとえ少量であっても、重要な病害虫が侵入する危険性は常に潜んでいることから、今後とも検疫対応に万全を期してまいります。



パラミツ苗の根のこぶ症状

植物防疫所に
公式キャラクターが誕生
しました。
名前は
「ぴーきゅん」
です。



最新情報

植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和2年9月15日現在

(法令改正関係情報)

- 「植物防疫法施行規則」が一部改正されました (令和2年8月5日)
- 米国向けなし検疫実施要領が一部改正されました (令和2年7月15日)
- 「輸入植物検疫規程」及び「輸入穀類等検疫要綱」が一部改正されました (令和2年7月9日)

(輸入植物検疫関係情報)

- 「種苗類検査の適切な実施に向けた対応について」を掲載しました (令和2年8月31日)

(輸出植物検疫関係情報)

- 「各国の輸入規則等詳細情報」における各国の情報を更新しました (令和2年9月2日)
- 「豪州向け日本産いちご生果実の輸出解禁について」掲載しました (令和2年9月1日)
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧 (令和2年度かき) を掲載しました (令和2年8月31日)
- オーストラリア向け生果実登録選果こん包施設一覧 (令和2年度かき) を掲載しました (令和2年8月31日)
- 「輸出用木材こん包材に関する各国の情報」におけるニュージーランドの情報を更新しました (令和2年8月24日)
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧 (令和2年産りんご・なし) を掲載しました (令和2年7月27日)
- 「ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧」 (令和2年産りんご) を掲載しました (令和2年7月15日)
- 「海外に植物を輸出する際の法令遵守の徹底について」を掲載しました (令和2年7月15日)
- 「カナダ向け生果実登録選果こん包施設一覧」 (令和2年産りんご) を掲載しました (令和2年7月14日)

(国内植物検疫関係情報)

- 情報誌「植物防疫所病害虫情報No.121」を掲載しました (令和2年7月15日)